

授業料等（入学料・空調設備使用料）免除制度のお知らせ

高校教育については、今までの義務教育とは異なり、その費用についてご負担頂くことが原則ですが、教育の機会均等を図る目的から、経済的理由による就学困難者への支援策として、免除制度を設けています。

1 授業料等免除を受けることができる場合

次のような場合は、授業料等（入学料、空調設備使用料（普通教室等））の免除を受けることができます。

- ① 生活保護法の規定による保護を受けるにいたったとき
- ② 災害、疾病、失業、生業不振その他の理由により生活困難となったと認められるとき
- ③ その他、教育委員会規則で定めるところにより免除する必要があると認められるとき
（詳細は事務室でご確認ください）

2 所得基準について

授業料等の免除には所得基準があります。世帯当たりの総所得が、一定の所得以下の時に免除を受けることができます。家族構成等により異なりますので、別添の収入基準額表を参考にしてください。

なお、収入基準額は、原則として入学年度の額が卒業まで適用されることとなります。

・給与所得者は、給与所得額（所得控除後の額）とし、年金等の公的給付は実際の受給額とします。また、養育費、児童手当、児童扶養手当などすべての収入を含みます。

・事業所得（農業所得含む）については、所得額の計算方法が異なりますので、事務室までお問い合わせください。

3 免除額について

認定されると免除額は、下記のとおりとなります。

入学料 5,650 円（令和6年度は6月30日までに申請した新入生を審査対象とします）

空調設備使用料（普通教室等） 月額250円（令和6年度）

その他の経費（PTA会費、後援会費、生徒会費、年次費等）は納入して頂きます。

4 免除の申込方法、受付時期、免除の開始時期等について

(1) 申込方法

学校の事務室にお越してください。お話を伺った後、状況に応じて申込に必要な関係書類をご説明致しますので、授業料等免除申請書と一緒に提出してください。

(2) 受付時期

事務室にて随時受け付けております。（事前に電話連絡してください）

(3) 免除の決定

生活保護世帯以外の場合は、世帯の総所得額が、2の所得基準額以内であることを確認して免除決定します（生活保護世帯の場合は証明書）。

所得の確認は、原則として市町村が発行する所得証明書により前年の所得で行います。

(4) 免除の開始時期

免除の開始は、原則として免除許可を受けた日の属する月の翌月からとなります。

ただし、年度初めの時期（4月～6月）は次のとおりとなります。

① 新たに免除を受けようとする場合

市町村の所得証明書の発行時期（6月）との関係から、免除決定は6月末になります。

したがって、免除決定までは、授業料等をいったん納入して頂き、免除決定後に申請月の翌月（4月に申請があった場合は4月）に遡ってお返しすることとなります。

【例】4月申請、6月の審査で免除許可の場合、4月から免除

5月2日申請、6月の審査で免除許可の場合、6月から免除

② 前年度から引き続き免除を受けている場合

毎年6月中に、現況確認を行います（所得証明書等、必要な書類を提出して頂きます）。

5 その他

(1) 授業料等免除を決定した以降に、世帯の状況に変更（世帯を構成する人数の変化、家族の就職、就業形態の変化等）があった場合は、速やかに事務室に届出て頂き、指示を受けてください。

(2) 世帯の状況に変更があったにもかかわらず、届出がなかった場合や現況確認時等に書類の提出が遅れたなどの場合、免除を打ち切り、免除許可時点に遡って、免除となった金額を徴収することがあります。

(3) 授業料等免除制度の他、奨学金制度もありますので、希望される場合は担任の先生にご相談ください。

～ 問い合わせ先 ～

八千代高等学校事務室 免除担当

TEL0296-48-1836